厚木ロータリークラブ週報

JAPAN　第2780地区　Atsugi Rotary Club Weekly

会長　市川信也
副会長　栗原良幸
幹事　畑中雄太
副幹事　建部卓也
会報・IT　金井良雄

世界に希望を生み出そう

2023～2024　国際ロータリー会長　ゴードン R. マッキナリー

例会場　厚木商工会議所 5F　大会議室
例会日　毎週火曜日　12：30～
事務所　厚木市栄町1丁目16番15号　厚木商工会議所内

http://www.atsugi-rotary.jp　メールアドレス info@atsugi-rotary.jp　TEL.046-222-5811　FAX.046-222-5821

第3039回例会（9月19日）☆司会　柳田純昭SAA

点鐘　…市川信也会長

斉唱　…我等の生業

会長報告

◎ガバナー事務所　より
・2024-2025年度実施向け
第1回地区補助金説明会
2023年10月21日（土）14：00～16：00
第一相澤ビル６階　会議室

◎ロータリー米山記念奨学会　より
・ハイライトよねやま　Ｖｏｌ．２８２

幹事報告

◎例会変更
・厚木中ＲＣ
9月20日（水）→休会（定款第７条第1節により）
10月11日（水）→休会（定款第７条第1節により）
10月18日（水）→夜間親睦例会
点鐘　18：00　厚木アーバンホテル
・厚木県央ＲＣ
9月29日（金）→お月見移動例会
点鐘　18：30　厚木アーバンプラザ
10月27日（金）→10月25日（水）「世界ポリオデー」に変更
大和市文化創造拠点シリウス
11月 3日（金）→休会（定款第８条第１節により）

スマイル

市川信也会長・畑中雄太幹事
本日のプログラムは会員卓話です。担当は本間会員です。「ここだけの話ですよ！」なんてお話を聞けることを期待しております。宜しくお願い致します。

会田義明君
妻の誕生日のお祝いありがとうございます。誕生日は来週の月曜日ですが楽しみにしています。

栗原良幸君
9月17日、10年前の青少年交換留学生、オリビア・パトリシア・ポール（愛称 リヴ）が新婚旅行を兼ねて夫婦で来日しました。東京と京都の観光がメインです。今日は箱根に一泊、明日は箱根、小田原観光に妻と一日付き合います。来日談は来週のスマイルで報告します。

金井良雄君
結婚記念日のお祝いありがとうございます。

内田幸宏君
NTTの厚木支店が9月末で廃止となり藤沢に集約されるため今月ロータリークラブを卒業となります。例会やポリオのボランティア活動など人として多くの事を経験させて頂きました。ありがとうございました。残り2週間となりますが引続き宜しくお願いします。シッカリ写真とります！！

今日のお祝い　「おめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。」

＊事業所開設
黄金井康巳君（10月1日）
黄金井陽介君（10月1日）
森住　等君（10月1日）
前島憲司君（10月1日）
会田義明君（10月2日）

＊会員誕生日
鈴木茂男君（10月1日）

＊配偶者誕生日
鈴木茂男君（智子夫人30日）

今日の例会（2023年９月26日）

「人生100年時代へ 信託銀行のできること」
担当：稲場　淳君

次回の例会（2023年10月３日）

「ロータリー米山記念事業について」
担当：黒柳告芳君
講師：地区米山奨学委員会 副委員長
戸張雅仁様（葉山RC）

今日のお花

ストレリチア（市川信也会長）
彼岸花（建部卓也君）

例会「NISA について」

担当：本間裕介君

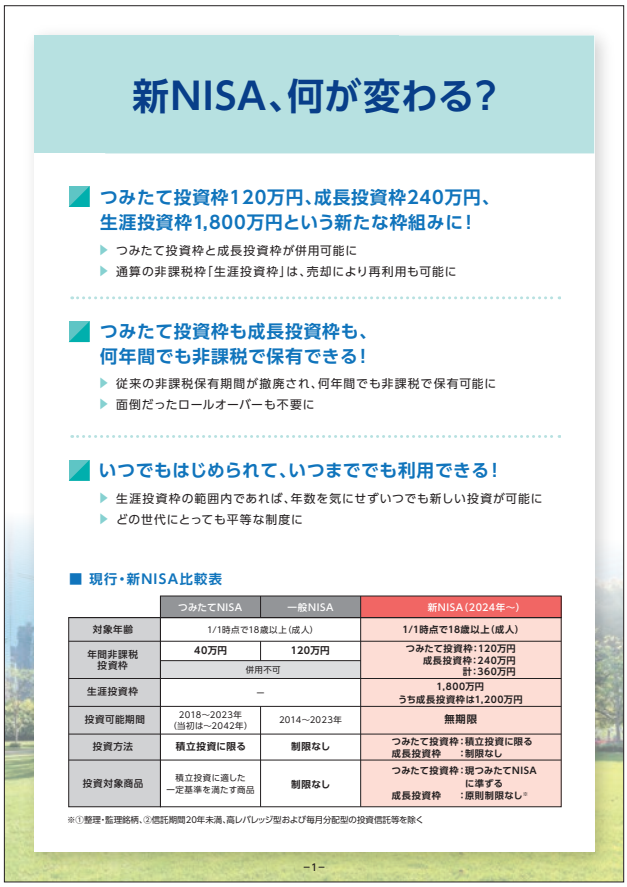

新NISA、何が変わる？

つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円、生涯投資枠1,800万円という新たな枠組みに！

- つみたて投資枠と成長投資枠が併用可能に
- 通算の非課税枠「生涯投資枠」は、売却により再利用も可能に

つみたて投資枠も成長投資枠も、何年間でも非課税で保有できる！

- 従来の非課税保有期間が撤廃され、何年間でも非課税で保有可能に
- 面倒だったロールオーバーも不要に

いつでもはじめられて、いつまででも利用できる！

- 生涯投資枠の範囲内であれば、年数を気にせずいつでも新しい投資が可能に
- どの世代にとっても平等な制度に

■ 現行・新NISA比較表

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA（2024年～）
対象年齢	1/1時点で18歳以上（成人）		1/1時点で18歳以上（成人）
年間非課税投資枠	40万円	120万円	つみたて投資枠：120万円 成長投資枠：240万円 計：360万円
	併用不可		
生涯投資枠	–		1,800万円 うち成長投資枠は1,200万円
投資可能期間	2018～2023年 （当初は～2042年）	2014～2023年	無期限
投資方法	積立投資に限る	制限なし	つみたて投資枠：積立投資に限る 成長投資枠　：制限なし
投資対象商品	積立投資に適した一定基準を満たす商品	制限なし	つみたて投資枠：現つみたてNISAに準ずる 成長投資枠　：原則制限なし※

※①整理・監理銘柄、②信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除く

–1–

新NISAの改正ポイント

POINT 1 年間非課税枠について

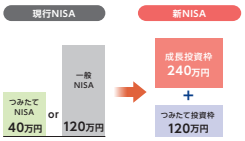

- 現行制度では、つみたてNISA（年間40万円）、一般NISA（年間120万円）のどちらか一方しか選択できませんでしたが、新NISAではつみたて投資枠と成長投資枠を同じ年に併用することが可能になります。
- つみたて投資枠は年間120万円まで、成長投資枠は年間240万円まで利用できるので、併用することで年間最大360万円の非課税枠が利用できることになります。

POINT 2 生涯投資枠について

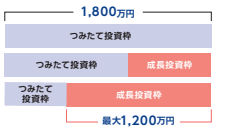

- 生涯で利用できる非課税枠の合計（＝生涯投資枠）は一人1,800万円です。
- 生涯投資枠は簿価金額（＝買付金額）の合計で管理されるため、買付した商品の価格が変動しても、生涯投資枠の合計額には影響しません。
- 1,800万円のうち、つみたて投資枠と成長投資枠の内訳は自由に決めることができますが、成長投資枠としての利用は最大1,200万円までとなります（1,800万円すべてをつみたて投資枠として利用することは可能です）。

POINT 3 非課税枠の再利用について

生涯投資枠

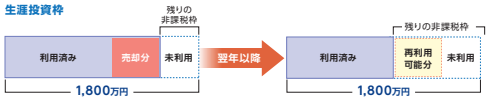

年間非課税投資枠

- 現行制度では非課税枠の利用は一度きりでしたが、新NISAの生涯投資枠では、売却した商品の簿価金額（＝買付金額）相当分について、翌年以降に非課税枠の再利用が可能になります。
- ただし、年間非課税投資枠の上限は360万円と決まっているため、売却した翌年以降に、売却した商品の簿価金額相当分を上乗せして、年間360万円を超える非課税枠を利用することはできません。

注意点 ロールオーバーについて

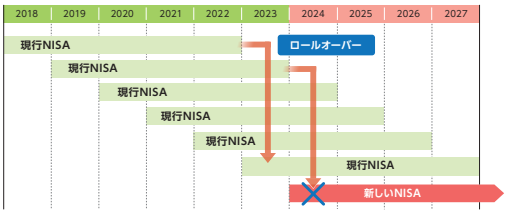

- 現行のNISA口座で保有している商品は、それぞれの非課税保有期間が終了するまで、現行のNISA口座で保有を続けることができます（つみたてNISAは買付した年から20年、一般NISAは同5年）。
- 一般NISAで保有している商品について、5年間の非課税保有期間が終了した際、その商品を新NISAへロールオーバーすることはできません（上図の通り、2019年以降に一般NISAで買付した商品はロールオーバーができなくなります。なお、つみたてNISAは元々ロールオーバーの制度がありません）。
- 非課税保有期間が終了した商品は、課税口座に移管されます。運用益を非課税で受け取るには、非課税保有期間が終了する前に売却する必要があります。
- 2024年以降に新NISAで買付する商品は非課税保有期間が無期限となるため、ロールオーバーすることなく何年間でも非課税で保有することができるようになります。

よくあるご質問

Q つみたて投資枠と成長投資枠を併用できるとのことですが、それぞれ別な金融機関で利用することはできますか？

A できません。二つを合わせて1つのNISA口座となります。なおNISA口座は、全ての金融機関を通じて一人1口座しか持つことができず、この点は2024年以降も同様です。

Q 今年（2023年）一般NISAを利用して買付したのですが、来年（2024年）何か手続きが必要ですか？

A 必要ありません。現行のNISA口座で保有している商品は、非課税保有期間が終了するまで、そのまま現行のNISA口座で保有を続けることができます。例えば、2023年に一般NISAで買付した場合、非課税保有期間は2027年末までです。

Q 現在、一般NISAを利用しています。毎月一定額ずつ投資信託を積み立てているのですが、新NISAの成長投資枠でも投資信託の積立はできますか？

A できます。成長投資枠は投資方法に制限がないため、まとまった資金での一括購入も、定期的に少額ずつ買付する積立投資も可能です。なお、つみたて投資枠の投資方法は積立投資に限られます。

Q 現行NISAでは、1年ごとにNISAを利用する金融機関を変更することができましたが、新NISAでもできますか？

A できます。ただし、その年において非課税枠を1円でも利用しているかどうかによって、取扱いが異なります。

ダイワで新NISAをはじめるには？

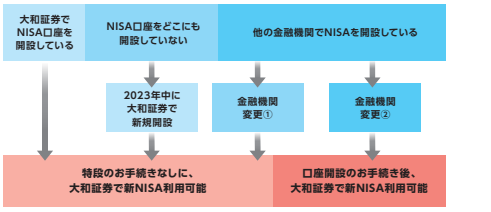

2023年末の時点でNISA口座が開設されていれば、2024年になると自動的に新NISAが開設されます。今年のうちにNISA口座を開設しておくとスムーズです！

金融機関変更① ▶ 本の年課税枠の利用が0円で、本年9月までに当社で変更手続きを受け入れた場合

金融機関変更手続きが完了次第、本年から当社でNISA口座をご利用いただくことができます。
2024年になると特段のお手続きなしに、当社で新NISA口座が開設されます。

金融機関変更② ▶ 本の年課税枠を1円でも利用し、当社で変更手続きを受け入れた場合

※本年の非課税枠を1円でも利用していた場合、金融機関変更手続きが可能となるのは本年10月以降となります。

▶ 本年10月以降に当社で変更手続きを受け入れた場合

本年中は当社でNISA口座をご利用いただくことはできず、変更前の金融機関にてご利用いただくこととなります。
2024年のNISA口座開設手続きをしていただくことで、当社で新NISA口座が開設されます。

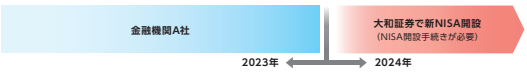

［ご参考］金融機関変更の受付スケジュールについて

変更届受入日	当年の非課税枠利用	変更届受付可否	非課税枠が変更される年
1/1～9/30	あり	×※	―
	なし	○	当年
10/1～12/31	あり	○	翌年
	なし	○	翌年

◀NISA口座開設・金融機関変更について詳しくはこちらから

新NISAについてもっと詳しく知りたい方へ

■ 大和証券ホームページ「NISAのページ」

当社HP内「NISAのページ」では、NISAに関する情報をまとめて掲載しています。NISAで使えるキャンペーンのご紹介や銘柄診断など、様々なコンテンツをご用意しております。ぜひご覧ください。

◀サイトはこちらから

■ YouTubeチャンネル「大和証券マネースクール」

「やさしくわかる、おかねと投資」をコンセプトに、投資初心者の方にもわかりやすく、役立つ情報を発信していきます。新NISAに関する動画もアップしています。ぜひご視聴ください。

◀動画はこちらから

本資料は、2023年3月31日に公布された2023年度の税制改正法令、金融庁HPおよび日本証券業協会の情報をもとに大和証券株式会社が作成したものです。

〈手数料等およびリスクについて〉
当社の取扱商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等をご負担いただく場合があります（「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由でお取引いただいた際の国内株式委託手数料は約定代金に対して最大1.26500%（税込）、ただし、最低2,750円（税込）、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等）また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をお読みください。

〈NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAに関する留意事項〉
【共通事項】●NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA（以下NISA制度）は、すべての金融機関を通じて、同一年においては1人1口座に限り開設することができます。（金融機関を変更した場合を除きます。）●NISAとつみたてNISAは選択制であることから、同一年に両方の適用を受けることはできません。NISAとつみたてNISAの変更は、原則として暦年単位となります。●その年の非課税投資枠の未使用分を、翌年以降に繰越すことはできません。●NISA制度の損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する上場株式等の配当金、売買損益等と損益通算することができません。●国内上場株式の配当金、ETF・REITの分配金は、証券会社で受取る場合（株式数比例配分方式を選択されている場合）のみ非課税となります。●投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は非課税であるため、NISA制度の非課税メリットを享受できません。●NISA制度以外の口座で保有されている上場株式等をNISA制度における口座に移管することはできません。●NISA制度における口座で保有されている上場株式等を、他の金融機関のNISA制度口座に移管することはできません。●国外への出国等で非居住者となる場合には、所定の手続きが必要です。

【NISAに関する留意事項】●NISAで購入できる金額（非課税投資枠）は年間120万円までです。銘柄の入れ替えやスイッチング※も、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。※大和証券では、スイッチングのご利用はできません。

【つみたてNISAに関する留意事項】●つみたてNISAで購入できる金額（非課税投資枠）は年間40万円までです。銘柄の入れ替えも、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。●つみたてNISAをご利用いただくにあたり、定期的、継続的に積立投資を行なう積立契約をお申込みいただく必要があります。●20年の非課税期間経過後、翌年の非課税投資枠に保有商品を移管（ロールオーバー）することはできません。●つみたてNISAにかかる積立契約により買付けいただいた投資信託の運用管理費用（信託報酬）等の内容については、原則年1回お客さまへ通知いたします。●つみたてNISAに累積投資勘定を設けた日から10年経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日（以下基準経過日）ごとに、つみたてNISAを開設いただいたお客さまのお名前・ご住所について確認させていただきます。なお、基準経過日から1年以内に確認ができない場合、つみたてNISAへの上場株式等の受入が出来なくなります。

【ジュニアNISAに関する留意事項】●ジュニアNISA口座開設後は金融機関の変更ができません。（廃止後の再開設は可能です。）●口座開設者が18歳になるまで※1に、ジュニアNISAから払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISAを廃止することになります。※2（2024年1月1日以降は払出し制限がなくなり、18歳に達していなくても払出し（出金・出庫）が可能になります。）※1 3月31日時点で18歳である年の前年12月31日まで　※2 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。（このときもジュニアNISAを廃止することになります。）●ジュニアNISAにて運用される資金は、口座開設者本人に帰属する資金に限定されます。●ジュニアNISAで購入できる金額（非課税投資枠）は年間80万円までです。銘柄の入れ替えやスイッチングでも、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。※大和証券では、スイッチングのご利用はできません。●ジュニアNISA制度は2023年末をもって、口座開設可能期間が終了します。2024年以降は、ジュニアNISA口座において新たに上場株式等の買付を行うことはできません。●2023年末までにジュニアNISA口座で買い付けた上場株式等については、2024年以降、当該ジュニアNISA口座に設定される継続管理勘定に移管することで、引き続き非課税で保有することができます。
＊今後、法令・制度等が変更された場合、記載内容が変更となる可能性があります。（2023年6月現在）

口座開設、お問合せ、資料請求は、大和証券本・支店・営業所または…

大和証券コンタクトセンター
0120-010101　［平 日］8:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
●大和証券に口座をお持ちのお客さまは、お取扱店番号（3桁）・口座番号（6桁）・暗証番号をあらかじめご準備ください。

大和証券ホームページ
www.daiwa.jp

商 号 等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

大和証券
Daiwa Securities

202306

出席報告　＜会員 36 名、出席対象 30 名＞

9 月 5 日例会　　確定出席率 74.19％	9 月 19 日例会　　出席 23 名　欠席 8 名　出席率 76.67％
＜事後メイク＞ 小島久美子君（9月8日／厚木県央RC） 長岡正敏君（9月8日／厚木県央RC）	＜事前メイク＞ 常磐重雄君（9月15日／地区） ＜欠席＞ 相田　洋君・今井銀河君・黄金井陽介君・鈴木茂男君 髙橋　宏君・長岡正敏君・早嵜慶一郎君